

あおいろ

あなたのそばで
あなたを応援!

発行 No.91 (平成27年11月15日)



一般社団法人 北那覇青色申告会

〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比2-5-3

☎ (098) 886-4010 (代) ☎ (098) 886-1205

E-mail info@kitanaha-aoiro.net

ホームページ http://www.kitanaha-aoiro.net



各地でマイナンバー
研修会続々開催!

去る十月二十九日(木)、沖縄県立博物館講義室に於いて、マイナンバー研修会第二弾「マイナンバー制度と情報リスク対策セミナー」を二部構成で計2回、二百名余りの会員多数参加の下、(公社)北那覇法人会と共催で開催されました。

第一部の研修会は、北那覇税務署法人課税第一部門 連絡調整官我那覇昌宏氏を講師にお招きし、「マイナンバー制度の実務(国税分野)」について、税務署の視点から説明して頂きました。

平成二十七年十月よりマイナンバーが通知され、平成二十八年一月から運用が始まります。マイナンバー制度がはじまると税分野では、確定申告書、各種届出書、法定調書などにマイナンバーを記載することになります。マイナンバー対応のポイント、法律で定められた事務について、適切にマイナンバーを取得(利用目的の明示、本人確認等)する事、そして、取得したマイナンバー及び特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を適切に取り扱う(ガイドラインに沿った対応)ことが大事である。

第二部の研修会は、A I U損害保険㈱リスクマネジメント部マネージャー 永橋洋典氏を講師にお招きし、「個人情報漏えい事故から学ぶ傾向と対策」について、個人情報保護法の改正ポイントや注意が必要なる個人情報漏えい事故の形態など事例を



久米島でのマイナンバー研修会開催!

交えながら説明して頂きました。特に、漏えいの原因は、誤操作・管理ミス・紛失・置忘れ等がほとんどであり、日常的に起こる事故を防ぐルールが大事であると伝えていた。

「各地でマイナンバー研修会開催!」

〔久米島町〕

日時 十月十九日(月)午後二時～三時半

場所 具志川農村環境改善センター

〔南大東島〕

日時 十一月四日(水)午後二時～三時半

場所 ふるさと文化センター

〔座間味村〕

日時 十一月十一日(水)午後二時～三時半

午後五時～六時半

場所 座間味村離島総合センター

青色申告会の会計ソフト

ブルーリターンA2015

インターネットで
インストール
簡単! 便利!

ホームページで無料体験版
や操作等の解説VTRを公開
しています。

ブルーリターンA 標準版

http://www.bluereturn.jp

Microsoft社
最新OS

Windows 10 対応

Point 所得税・消費税 確定申告書対応

Point 青色申告特別控除 65万円 適用

価格 **27,000円** (税別)

(保守料3年分を含む)

毎年の税制改正等に合わせたソフトを最新に保つため保守料を承ります。
保守料は3年分の一括前払いとなります。

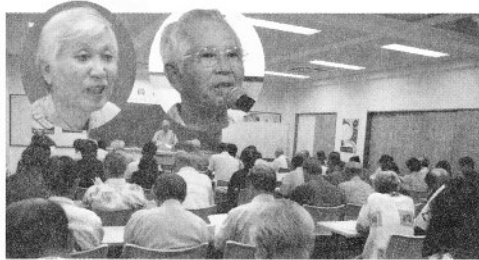
詳しい内容・お申込みはご所属の青色申告会へ

動作環境

対応 OS	サービスパック	64/32bit	メモリ
Windows 10		64/32bit	64bit: 2GB以上 32bit: 1GB以上
Windows 8 / 8.1	-	64/32bit	
Windows 7			
Windows Vista	SP2		1GB以上

※Windows 10、8/8.1のタッチパネル機能およびWindows RTは対象外です。
Windowsは米国Microsoft Corporationの登録およびその他の商標に属する登録商標です。

支部役員研修会



会が開催されました。

所得税関係では、「ジュニアNISAの創設」「国外転出する場合の譲渡所得の特例の創設」「資産税関係では、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設など、消費税関係では、「消費税率十パーセント引き上げ時期の変更」「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」のポイントを詳細に解説していただきました。

税制改正要望については、全国青色申告会総連合において、毎年十一月下旬頃に、全国から青色申告会の代表者が集まり、個人事業者の活力を呼び起こすため、個人事業者の勤労性を認めていただく「事業主報酬制度」の早期実現・「事業承継」の早期実現、更に青色申告特別控除十万円を三十万円に引き上げの要望事項の説明をされました。このような地道な運動が税制改正につながりますと、税制委員長の立場から述べられました。

やさしい消費税説明会



去る七月三日(金)、新たに課税事業者となった方々を対象に、沖縄納税研修会館三階研修室にて、「やさしい消費税説明会」を開催いたしました。

この研修会では、まず、消費税の仕組みや、課税事業者と免税事業者の判定のしかた、消費税が課税される取引とされない取引がある、といった消費税のあらましについて説明し、その次に、消費税には、一般課税と簡易課税の二種類の計算方法があること、記帳の仕方を説明しました。また、消費税法の改正により、平成二十八年から簡易課税の税率が現在の五段階から六段階になること、平成二十九年四月から、消費税率が十パーセントに引き上げられることを伝えました。

最後に、一般課税と簡易課税でどちらが有利になるかは事業所によって違うことと、届出の時期によっては有利な計算方法を選択できない場合があるので気を付けて欲しいと呼びかけました。

青色健康診断



青色健康診断が実施されました。(二社)沖縄県健康づくり財団のご協力を頂き、一般定期健康診断・生活習慣コースと人間ドックコースの二つのコースで、診察及び各種の検査で健康状態を評価することで健康の維持や疾患の予防・早期発見を目的に事業主の方をはじめ専従者、従業員の皆さんの健康管理に役立ててもらおうと毎年実施しています。

ブルーリタートンA講習会



青色申告会では、会員の事務の合理化と、経営状況を正確に把握して頂くため、また、青色申告特別控除六十五万円適用の推進、更に、消費税申告の記帳やインターネットを利用した電子申告(イータックス)にも対応したパソコン用会計ソフト「ブルーリタートンA」の講習会を沖縄納税研修会館研修室に於いて毎月開催しております。

講習会では、パソコン会計のメリットについて説明し、その後、例題に沿って実際に取引の入力を行い、パソコン会計では取引を入力するだけで、関連帳簿に振り分けられ、集計が自動で行われ、減価償却費の計算や青色申告決算書の作成も簡単にできることを学んで頂きました。

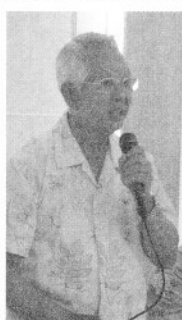
受講された方々からは、簿記の知識に自信がなくても簡単な入力方法で帳簿がつけられ、更に決算書まで作成でき、非常に便利だと大好評でした。

日々の記帳に煩わしさを感じている方や事務処理に悩まされている方などは、初心者にもやさしいパソコン会計をはじめてみましょう。

税の作文審査会

納貯組合ニュース

北那覇青色申告納税貯蓄組合



去る九月二十八日(月)、北那覇税務署共催による、中学生の「税についての作文」審査会が、沖縄納税研修会館研修室に於いて開催されました。

審査員には、税務署担当職員を始め、親会役員、青年部、女性部の方々にご出席頂き、熱心に審査が行われました。

今年度は、応募校数二十四校、二六五二編の応募があり、学校や地域社会などの視点で捉えたものや、消費税や復興税など税金の使い道に対する感謝や要望、また鋭い意見もあり、中学生の税への定着、関心の深さが伺えました。

審査結果は、次回会報にて報告いたします。

パソコン講座！

今年も、会員の方に大変関心の高いパソコン講習会を、浦添市産業振興センター・結の街において、「あっぱす」代表の久保田和成氏を講師にお招きし、更に内容を充実させ、(公社)北那覇法人会と共催で、左記の日程でそれぞれ開催されました。

パソコン極楽ワザ講座

日時 平成二十七年七月二十二日(水)
(計三時間)午後コース



「たったひと手間でパソコンが十倍使いやすくなる！」をテーマにこの講座は開催され、ウィンドウの切り替えやワード・エクセル利用時の裏ワザ、コピーや削除などキーボードの組み合わせによるショートカットキーで簡単に素早く操作することが可能となる便利なワザ等、操作は簡単だが、知っているだけで作業効率が数倍上がるテクニックを伝授して頂きました。

受講者からは、「パソコンは少々かじっていたので、少しは使い方を理解しているつもりでしたが、この研修会を通して知らなかった便利なワザがとて多く、驚いたと同時に大変ためになりました。さっそく活用していきたいですね。」といった声が聞こえ、大変充実した講座となりました。

パワーポイント入門講座

日時 平成二十七年八月二十一日(金)
(計三時間)午後コース



今回の研修会では、パワーポイントの概要、プレゼンテーションの新規作成、プレースホルダーと文字入力、ページの追加、図

エクセル実践講座

日時 平成二十七年十月五日(月)～六日(火)
(計六時間)午後コース



エクセルを使っているが、もっと実践的に使いこなしたい方を対象に、エクセル実践講座を開催いたしました。



「使うほど仕事がかどる操作法」をテーマに、六月に開催したエクセル関数講座を発展させた内容で、特定の条件を満たしたセルのみ書式を変更する方法や、複数のエクセルのデータを入力された数値を合計する方法、おこなった操作を記録するマクロ機能など、より応用的な機能について説明されました。

最後に、エクセルの操作は実際に使っていく事で徐々に身に付いていくものなので、今回の内容を復習して実務で活用してほしいと述べられた。

税務調査の最前線Q&A



去る九月二十四日(木)、浦添市産業振興センター・結の街において、税理士の金城満珠男先生を講師にお招きし、(公社)北那覇法人会と共催で、「税務調査の最前線Q&A」研修会を開催いたしました。

事業を続けていく上で避けられない税務調査について、始めに、調査の一般的な流れや、調査の対象となりやすい会社はどのような会社かを説明し、その後、事前準備として、やっておくべきことや、調査当日の注意点などについて説明されました。また、税務調査は一回で終わりではなく、数年後には再び行われるものなので、調査に誠実に協力することで、まじめな納税者だと印象づけることも大切だと話された。

最後に、税務調査をスムーズに終わるためには、今回説明した事前準備や対策も必要だが、日々の記帳やお金の管理が最も重要であることをお話しして研修会を締めくくりました。

「今年の税制改正のポイント」研修会



去る七月二日(木)、浦添市産業振興センター・結の街「三階中研修室」に於いて、税理士の川畑順義先生を講師にお招きし、(公社)北那覇法人会と共催で「今年の税制改正のポイント」研修会を開催されました。

所得税関係では「ジュニアNISAの創設」「住宅ローン控除等の適用期限の延長」など、資産税関係では「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設」のほか、法人税関係では「法人税率の引下げ」や「欠損金の繰越控除制度の見直し」、地方税関係では「ふるさと納税の拡充」といった改正が各分野において行われており、テキストを使用しながら限られた時間の中で細かく説明していただき、大変関心の高い研修会となりました。

不動産研修会開催

「相続・贈与のポイントと節税対策」研修会



去る七月二十三日(木)、浦添市産業振興センター・結の街に於いて、(公社)北那覇法人会共催により、顧問税理士の新垣隆顕先生を講師にお招きし、会員多数参加の下、「相続・贈与のポイントと節税対策」についての研修会が開催されました。

平成二十五年度の税制改正により相続税の基礎控除の引き下げや最高税率の引き上げなどが平成二十七年より強化されました。

沖縄県において死亡者の平均数は約一万人余りで相続税の申告を行った人は毎年約三百五十名余り、約三・三%が課税対象者となり、今度の改正により課税対象者は約七パーセントに増える見込みです。

先ずは相続税の概要について説明があり、相続人になる方は法定相続人が財産を相続するとは限らず、遺言や法定相続人の遺産分割協議によって決まりました。法定相続分はあくまでも遺産分割の

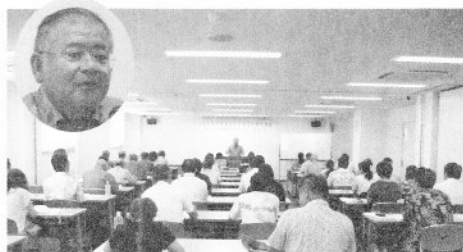
目安であり、必ずしも法定相続分で財産が相続されるものではありません。遺言書があればまずそれが優先され、なければ法定相続人の遺産分割協議で財産が分配されます。また、相続トラブルをなくす為に遺言書の活用方法について説明があり、贈与税は、直系尊属から成年者への贈与は通常の贈与の場合よりも低い税率になり、親などから住宅の取得やリフォーム工事のための資金(お金)の贈与を受けた場合の住宅取得資金贈与の非課税限度額が拡大し、省エネ住宅や耐震住宅以外にバリアフリー住宅等においても対象となり良質な住宅の場合は非課税枠が拡大され、非課税限度額も五〇〇万円引き上げられました。また、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置も創設され、手続きの仕方等の説明がありました。



研修会終了後も質問が絶えなく、関心の高い研修会となりました。



土地活用で資産を守る 固定資産税講座開催!



知ってトクする仕組みと対策として「土地活用で資産を守る固定資産税講座」を去る七月十六日(木)浦添市産業振興センター・結の街に於いて、税理士の山入端正範先生を講師にお招きし開催しました。研修会の中でもとても人気の高い講座で大勢の会員の皆さんにご参加頂きました。

平成二十七年は三年に一度の固定資産税の評価替えの年に当たります。固定資産税は毎年一月一日現在の所有者にかかれ賦課課税方式によって課税され、不動産を所有されている方は、毎年固定資産税を支払い続けなければなりません。所有している不動産の用途にあった計算がなされているか、不動産の取り壊し等で消滅した物件は除かれているか確認したほうが良いとの事でした。又、市町村の課税誤りで多く支払い続けた固定資産税を国家賠償法によって過去二十年分について返還する事を認めた平成二十二年六月三日の最高裁判所の判決を受けて、全国的に課税誤り分の固定資産税の返還請求が増加しています。不動産を活かして安定的な収入を得ながら固定資産税対策も怠りなく行い豊かなゆとりのある生活を送られるようにと話され参加者は熱心に聞き入っていました。

不動産管理セミナー



去る、十月七日(水)「これからの時代を乗り切るためのアパート経営の知識」と題して、不動産管理セミナーに宮城裕氏(カセイ有有限会社代表)を講師にお招きし開催いたしました。

退去の際に、原状回復へ戻す費用は入居者又は大家さんのどちらが負担すべきなのか? 国交省のガイドラインでは故意・過失等による損耗やキズ等は入居者、通常使用によるものについては大家さんが負担するのが原則となっているが、契約時の内容を当事者間で予めその場合の取扱いについて合意していれば、民法等の規定と異なる取扱いをしていても優先的に適用できるとのことでした。

また、強者が弱者に対して有利な契約を押し付けたり、契約内容が社会一般の常識からして不適当と思われるものについては、当事者の同意があっても法律上無効とされるなど、他にもいろいろ事例を交えながら説明していただきました。

知識は単なる道具であり、便利ではあるが使い方を間違えてしまうと多大な損失を招くこともあるので、入居者と大家さんがお互いに良い関係を築けるようセミナーで学んだ内容を上手に活用してほしいと締めくくりました。

「成功する生前贈与」研修会



去る十月十九日(金)、浦添市産業振興センター「結の街」に於いて(公社)北那覇法人会共催により、税理士の島田多恵子先生を講師にお招きし、会員多数参加の下、「成功する生前贈与」についての研修会が開催されました。

今回のテーマである「生前贈与」とは、生前に財産を譲る(贈与)ことです。

その目的は、相続財産つまり死後に渡される財産のいくらかを、あらかじめ生前に渡しておくことで、相続財産を減らし、贈与にされた財産に対しては税金がかかりませんが、最近では、相続まで待たず早いうちに財産を次の世代へ移すことで、トータルで財産にかかる税金を減らすことが出来る

ケースが増えています。

その方法の一つ、毎年毎年百万円の基礎控除を利用し、長い時間をかけ財産を贈与する方法ですが、生前贈与を行う上での注意点として贈与は契約の一つで、あげる人ももらう人の合意が前提となりますので、贈与契約書を作成しておけば安心できる。

又、相続時精算課税制度を利用した場合、二千五百万円までの贈与には贈与税はかかりませんが、相続が発生した時にその贈与価格は相続財産に加算され相続税が計算されます。

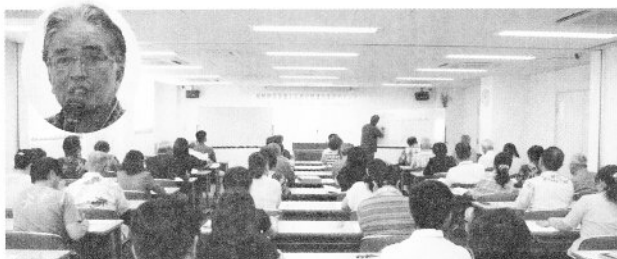
平成二十七年一月一以後から相続時精算課税制度の対象に六十歳以上の直系尊属からの贈与が二十歳以上の孫へも拡大されました。

さらに、平成二十七年の税制改正により、住宅取得等資金の贈与の非課税特例が三千万円まで拡充されると同時に「住宅取得等資金の贈与特例」・「教育資金の一括贈与」の非課税措置の適用期限が平成三十一年六月三十日迄、延長されました。

そして新たに、少子化対策として、両親や祖父の資産を子や孫の世代に移すことで経済の活性化を促し、若年層の結婚、妊娠、出産、育児を後押しするために、これらに要する資金の一括贈与に係る贈与税の一千万円の非課税措置が創設されました(それを活用するには、金融機関が領収書等をチェックし結婚、子育てに必要な資金に限って払い出し可能)と実例を交えながら分かりやすく説明をいただいた大変関心の高い研修会となりました。



「相続財産評価と相続税軽減対策のポイント」講座



去る九月三日(木)、浦添市産業振興センター「結の街」に於いて、顧問税理士の新垣隆顕先生をお招きし、「相続財産評価と相続税軽減対策のポイント」をテーマに会員多数参加の下、(公社)北那覇法人会と共催で講座が開催されました。

講座では、平成二十七年から実施される相続税の増税は、

「広く浅く」課税することを念頭に計画され、相続税の実質的な課税最低限のラインとなる基礎控除額が、四割も削減されました。そこで、残された家族に相続税がかかるかどうかは、第一に相続財産が基礎控除を超えるかどうか、ポイントになりま

す。特に相続財産を金銭価値に換算する「評価」が決め手になるといっても過言ではありません。「事前に課税されるかどうかのチェック」を簡易にできるように、自宅などの不動産を中心とした「相続財産評価」について計算例などを交えながら、わかりやすく説明して頂きました。

受講者の多くは、将来関わってくるであろう相続という問題に、真剣な表情で聞き入っており、大変関心の高い講座となりました。

「遺言書活用法の基礎知識」



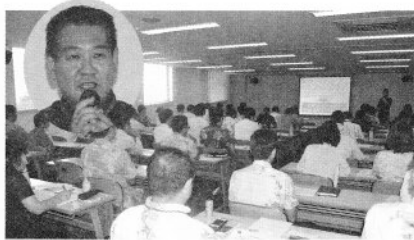
去る八月十九日(水)、浦添市産業振興センター「結の街」に於いて、「遺言書活用法の基礎知識」講座が(公社)北那覇法人会と共催で開催されました。

講座は、司法書士上原修事務所の大城竜士先生と赤嶺留美先生が講師となり、始めに遺産相続の現状につ

いて、遺言書がない場合の起こりうる問題点として手続き上、必要以上に時間と費用がかかる事や自分が遺した遺産の分け方を巡って、子供間・兄弟間で仲違いしかねない。しかし、適正な遺言書があれば、相続人全員の関与が不要となる。原則、遺産をもらう人のみで手続きを進めることができる等、遺言書の重要性を伝え、遺言書の種類と各遺言書のメリットとデメリットや遺言の内容についての留意点を説明して頂いた。

講座終了後にも個別に多くの質問があり、受講された方々にとって、実務に役立つ大変有意義な講座となりました。

「営業を科学せよ！」研修会



去る十月二十
日(月)、浦添市産
業振興センター・
結の街に於いて、
プロセスマネジメ
ント大学 沖縄校
校長 知念太郎
氏を講師にお招き
し、「営業を科学せ
よ！」研修会を(公
社)北那覇法人会
と共催で開催され
ました。

「自社の営業に
おいて本質的に重要な現象を見出し、現
象の把握に有効な概念を確立し、現象を
支配する法則(仕組み・プロセス・K
P I)を発見する。これにより、成果が導
き出される仕組みである①営業プロセス
②営業の「質」③営業の「量」等の相互
関連を明らかにし、営業のプロセスをマ
ネジメントし、PDCAサイクルによつ
て、「結果の最大化」を実現させるこ
と。結果を管理しても結果は出ません。
結果に至るためには、それに至るための
然るべきプロセスがあります。結果はプ
ロセスの延長。マネジメントは結果や人
間の管理ではなくプロセスの管理であ
る。プロセスを管理することで結果を最
大化するがプロセスマネジメントであ
る。求められる上司は指示の仕方が明確
であり、仕事をちゃんと教えてくれて、
自分を成長に導いてくれる上司であり、
人を動かすためには相手の頭の中に「具
体的イメージ」を構築することが大切で
あり、インプット・アウトプットが必要
である。」と説明された。
研修会終了後も質問がいくつ飛び交
い意義深い研修会となりました。

「コミュニケーション講座



去る、九月十日
(木) 人材育成コ
ンサルタント 大
城久美子先生を講
師にお迎えし、沖
縄納税研修会館研
修室に於いて、
(公社)北那覇法
人会と共催でコ
ミュニケーション
講座を開催しまし
た。信頼関係を築

くコミュニケーションを中心に上手な伝
え方、聴き方、人のやる気の源を知る、
生き生きと働く心のメカリズムをグルー
プにわかれて研修しました。

コミュニケーションの取り方として話
し手の顔(表情)を隠して、言葉だけの
説明で複雑な図形を描いていく。その
後、表情を見える状態で同じように説明
した後、図形を描きどのくらい理解度が
違うかを研修しました。表情や身振りな
どがとても重要である事の確認となりま
した。

又、人のやる気の源であるストローク
(自分や相手を認めるための働きかけ)
について学び、人間は誰でも自分の存在
を認められたい、人とふれあいたいとい
う欲求を持っています。むしろそれなし
に生きていく事は大変困難なことで、ス
トロークは人間が生きていくためにとて
も大事なものと示された。大変、有意
義な研修会となりました。

消費税転嫁の手引き



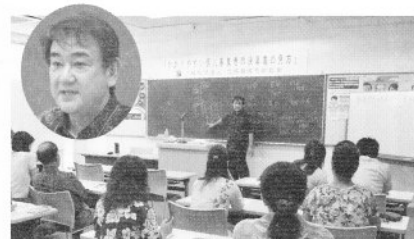
消費税は、平
成二十六年四月
から八パーセン
トになり、平成
二十九年四月に
は十パーセント
に引き上げられ
ることとなつて
います。このよ
うな流れの中、
事業主が消費税
の引き上げの際

に注意すべき点についての研修会を(公
社)北那覇法人会と共催で、十月十六日
(金)、沖縄県立博物館・美術館一階
「博物館講座室」において開催致しまし
た。

講師には税理士の添石幸伸先生をお招
きし、消費税のしくみや、消費税がどの
ような取引に課税されるのかといった基
本的な内容から、消費税の引き上げに伴
いどんな経過措置が設けられたのか、消
費税転嫁対策特別措置法で、どういった
行為が禁止されているのか、取引先から
消費税の転嫁を拒否された場合どうすれ
ば良いのか、等の注意点についてわかり
やすく説明していただきました。

まとめとして、この研修会で学んだこ
とを基に、知らないうちに損をしないよ
うに、気付かないうちに禁止行為をして
しまわないように、しっかりと対策をし
てほしいということを伝え、研修会を締
めくくりました。

わかりやすい個人事業者の決算書の見方



去る九月十六日
(水)、沖縄納税
研修会館研修室に
於いて、税理士の
金城満珠男先生を
講師にお招きし、
個人事業者の決算
書(貸借対照表・
損益計算書)の見
方についての講習
会が開催されまし
た。

講習内容は、決算書の仕組みからその
役割など、特に発生主義と現金主義の会
計処理の違いを踏まえ、損益計算書(発
生主義)だけでは利益があるように見え
ても、手元にお金がないという現象が生
じる。その理由は、タイミングの違いで
固定資産の購入のように経費にならない
支出があるなど、現金が残るのではなく
形に変わっている場合がある。財政状態
が明らかに出来る貸借対照表を作成する
事が非常に大事である。

そして、事業を発展させるためには、
売上を伸ばすことも大切だが、損益分岐
点(赤字になるか黒字になるか、損益が
分岐する点)の把握や貸借対照表と損益
計算書をベースにして作成するキャッ
シユフロー計算書(実際の現金や預金の
流れ)の重要性を複式簿記が解らない方
にもわかりやすく説明して頂いた。
受講された方々にとつて、実務に役立
つ大変有意義な講習会となった。

アイフォン& アイパッドタブレット研修会

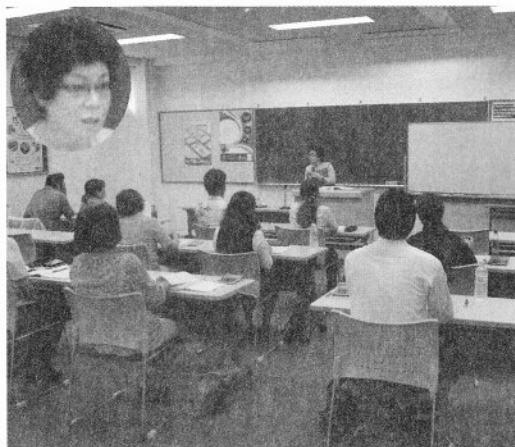


去る十月二十八日(水)、(一社)北那覇青色申告会「三階研修室」において、沖縄ヤマハ株式会社インターネットモバイル事業部 高良 政法 氏を講師にお招きし、「アイフォン&アイパッドタブレット研修会」を開催いたしました。

スマートフォンやタブレットはプライベートではもちろん、ビジネスでも幅広い分野で活用できる道具となっていることから、受講者の皆様へ事前にアンケートのご協力を頂き、その中からスケジュール管理の仕方や名刺の管理、ナビアプリやクラウド、インターネットの活用など、受講者のニーズに合わせた説明をして頂きました。

研修会終了後も先生へ多くの質問があり、非常に充実した研修会となりました。

建設業簿記基礎講座



去る、十月二十二日(木)～二十三日(金)の二日間、税理士の幸地啓子先生を講師にお招きし、「建設業簿記基礎講座」を(公社)北那覇法人会と共催で開催いたしました。

本講座は、建設業簿記を知らない実務未経験の方、記帳方法を復習したい方などが対象となっており、一般の商品売買業(商業簿記)の会計とは異なる部分について重点をおき、建設業において多く発生するさまざまな債権・債務の関係の処理や複雑な手形取引、又、請負工事にかかわる工事原価の費目別計算(材料費、労務費、外注費、経費)から試算表の作成・財務諸表(損益計算書・貸借対照表)の内容までを分かりやすく説明していただきました。

受講された会員にとって、実務に役立つ大変有意義な研修となった。

「社会保険」基礎講座



去る八月十一日(火)、浦添市産業振興センター「結の街」に於いて(公社)北那覇法人会共催により社会保険労務士の堀下和紀先生をお招きし、「社会保険」基礎講座が開催されました。

講座では、社会保険制度・労働保険制度の基礎知識や、平成二十七年年度における改正点など説明がなされた。また、日頃起こりえるケース、事務処理の際の注意点をテキストにそって分かりやすくアドバイス頂き、有意義な研修会となりました。

「知らないや損!」 年金の基礎知識」講座



去る、七月二十三日(木)、浦添市社会福祉センター「三階中ホール」に於いて、比嘉正人氏(外間経営労務管理事務所管理課長)を講師にお招きし、「知らないや損!年金の基礎知識」講座を(公社)北那覇法人会と共催で開催されました。

年金制度のしくみやどのような種類の年金があるのかという内容から始まり、年金を満額もらうためにはどれだけの期間を支払わなければならないのか、何歳から受け取ることができるのか?など基礎的なお話から、最新の主な法改正や受け取る年金を増やすための工夫を紹介していただきました。

講座終了後には先生への質問も多く見受けられ、とても有意義な講座となりました。



県青連広場

記念フォーラム並びに役職員研修会開催!!

元NHKニュースキャスター
松平 定知氏沖縄国税事務所 個人課税
記帳専門官 平良 秀樹氏(一社)全国青色申告会総連合
特別顧問 山本 幸治氏沖縄県青色申告会連合会
会長 宜名真 正勝氏

去る九月七日、ホテル日航那覇グランドキャッスルにおいて、役職員百五十名参加の下、全国青色申告会総連合主催・沖縄県青色申告会連合会共催により、「青色申告制度・青色申告会六十五周年の歩み」をテーマに、記念フォーラムを開催いたしました。

コメンテーターに元NHKニュースキャスターの松平定知氏により、テーマ①「シャープ勧告によって生まれた青色申告制度が施行され、青色申告会が結成されて六十五年、これまでの歩みとそれを支えた人々の活躍を、映像を通して振り返りました。

テーマ②「いまの日本、これからの日本」六十年間において全青色が提起した「日本の課題」として三つのテーマ

課題1 「地方経済社会の活性化」発展の鍵は人材。ITを活用した高等教育の展開

課題2 「大都市圏における災害対策」過去の教訓を生かし、国民生活を守り、豊かな社会にするための施策・行動

課題3 「高齢化社会における介護」給付と負担のバランスがとれた持続可能な制度の構築の内容

五年がたち、わが国の状況も変化しています。それぞれの分野で役割を果たしてこられた方々に、映像を通しての講演でした。

フォーラム終了後に、第一研修「中央情勢報告」を全青色 山本特別顧問から講話され、引き続き、第二研修で、講師は沖縄国税事務所個人課税記帳専門官の平良秀樹氏に、「白色申告者の記帳義務拡大・マイナンバー制度の税務当局の今後の取り組み」について解説された、大変有意義な記念フォーラム並びに役職員研修会となりました。

県連女性部in宮古島



去る九月十五日(火)十六日(水)、宮古島に於いて、沖縄県青色申告会連合会女性部主催による、宮古青色申告会女性部との交流並びに研修会が開催されました。

一日目は、宮古青色申告会研修室にて、仲本専務理事が講師となり、「青色申告制度の歴史と青色申告会をテーマに、戦後混乱期の税務行政の背景、青色申告制度の生みの親シャープ博士のエピソード、事業主報酬の誕生から消滅まで、消費税導入の際のお話し、税制改正要望によって実現したこと、又、青色申告の特典等について説明されました。

研修会終了後、会場を移し、来賓に宮古島税務署の宇栄原洋子署長、宮古青色申告会の下地信輔会長をお招きし、交流会が行われ、終始和やかに親睦を深めることが出来ました。

二日目は、宮古会女性部の部員の方達と一緒に、観光名所となった伊良部大橋を渡り通り池へ、また、渡口の浜、ユートピアファーム、人頭税石などの観光を楽しみ、有意義な交流並びに研修会となりました。

県連女性部講演会



去る十月十六日(金)、沖縄県青色申告会連合会女性部主催の講演会が西原町社会福祉センター「大広間」に於いて、浦添市操体法研究会指導員で、北那覇会女性部の役員でもある、外間洋子氏をお招きし、「操体法について」身体ゆがみを正してバランスの良い体づくり」の講演会が開催されました。

自然の法則である、息する事・食べる事・動くこと・思うこと、が一つでも狂うと体のやりくりが上手いかず、体にゆがみが生じ、腰が痛い、肩がこる、体がだるいなどの諸症状が起こる。その体のゆがみを見極め、ゆがみのない体を保つことが操体法であり、全身から各指先の細部におよぶ具体的で体系的な体の動かし方を「操体法」といい、講演会では操体法を実際に体験しました。

外間先生は「操体法は普通の体操とは違い、自分の体を自分で調べる体操です。人の体はみんな同じではないので、過剰に行うことなく、自分に合った形でバランスの良い体づくりを行って下さい。」と述べられました。

操体法を行った後は体も軽くなったとの声飛び交い、また、心地よい汗もかき、リフレッシュできた講演会となりました。